

○福岡県立高等学校学則

昭和三十二年六月十一日

福岡県教育委員会規則第十四号

福岡県立高等学校学則を制定し、ここに公布する。

福岡県立高等学校学則

福岡県立高等学校学則(昭和二十五年福岡県教育委員会規則第八号)の全部を改正する。

第一章 総則

(高等学校の目的)

第一条 福岡県立高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)及びその他の教育に関する法令に準拠し、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(平一九教委規則三・平二〇教委規則一・一部改正)

(中学校との一貫教育)

第一条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校においては、学校教育法第七十一条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校における教育との一貫した教育を施すものとする。

福岡県立育徳館高等学校	福岡県立育徳館中学校
福岡県立門司学園高等学校	福岡県立門司学園中学校

(平一五教委規則九・追加、平一八教委規則一六・平二〇教委規則一・平二〇教委規則一一・一部改正)

(課程等)

第二条 高等学校の課程及び入学定員等は、別表に定めるとおりとする。

2 修業年限は、全日制の課程については三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については三年以上とし、専攻科については二年とする。

(平五教委規則五・全改、平八教委規則一〇・平一八教委規則一六・一部改正)

(通学区域等)

第三条 高等学校の通学区域は、別に定めるところによる。

2 通信制の課程における教育(以下「通信教育」という。)を行う区域は原則として福岡県内とする。

(平八教委規則一〇・一部改正)

第二章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第四条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、福岡県教育委員会(以下「教育委員会」
という。)の承認を得て、次の二学期とすることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(平八教委規則一〇・平一四教委規則一二・一部改正)

(休業日)

第五条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月五日まで

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十五日から一月七日まで

六 学年末休業日 三月二十一日から三月三十一日まで

七 校長指定休業日 校長において教育上必要と認めた日

八 教育委員会指定休業日 教育委員会が特に指定する日

2 校長は、前項第三号から第六号までに規定する休業日の期間中、必要に応じ、
指導のため、生徒を登校させることができる。

3 第一項第三号から第六号までに規定する休業日の期間は、校長において教育
上必要と認めた場合、変更することができる。この場合において、校長は、あ
らかじめその理由、期日及び期間を具し、教育委員会に届け出なければならない。
い。

4 教育上必要があるときは、校長は、休業日を授業日に変更することができる。
この場合において校長は、生徒の負担を考慮し必要がある場合は、授業日と休
業日とを振り替えるものとする。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないこ
とができる。この場合において校長は、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に
報告しなければならない。

一 授業を行わない期間

二 非常変災その他急迫の事情の概要

三 その他校長が必要と認める事項

(昭三二教委規則二〇・昭三八教委規則一一・昭五〇教委規則五・昭五五教委規
則二・平四教委規則三・平八教委規則一〇・平一〇教委規則一〇・平一二教委

規則一二・平一四教委規則一二・平一五教委規則九・平一九教委規則三・一部改正)

第三章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第六条 教育課程は、別に定めるところによる。

(授業時数等)

第七条 毎週の授業時数並びに始業及び終業の時刻は、校長が定める。

第四章 学習の評価、単位の認定及び課程の修了

(平一二教委規則一二・改称)

(学習の評価)

第八条 生徒の学習成績の判定のための評価については、学習指導要領に示されている教科及び科目の目標を基準として、校長が定める。

(昭五三教委規則一・一部改正)

(単位の認定)

第九条 校長は、生徒が教育指導計画に従って各教科・科目を履修し、及び総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。

(平一二教委規則一二・全改)

(卒業証書)

第十条 校長は、高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を修了したと認めた者に対しては、卒業証書(第一号様式)を授与する。

2 校長は、専攻科を修了したと認めた者に対しては、卒業証書(第一号様式に準ずる。)を授与する。

(昭三二教委規則二〇・昭三八教委規則一一・昭五一教委規則六・平八教委規則一〇・一部改正)

第十一条 校長は、前条に規定する卒業証書を授与するに当たっては、証書授与台帳(様式は校長が定める。)に登載しなければならない。

(昭五一教委規則六・全改、平八教委規則一〇・一部改正)

第五章 職員組織

(職員組織)

第十二条 高等学校の職員組織は、別に定めるところによる。

第六章 入学、退学、転学、留学及び休学

(昭六二教委規則五・改称)

(入学)

第十三条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第九十五条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。

4 通信制の課程においては、書類等による選考によって入学を許可する。

5 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可された者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)においては、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、入学を許可することができる。

(昭三二教委規則二〇・昭六二教委規則四・平元教委規則一・平四教委規則三・平八教委規則一〇・平一一教委規則八・平一四教委規則一二・平二〇教委規則一・一部改正)

(志願手続)

第十四条 入学志願者は入学願書(第二号様式に準ずる)のほかに、必要な書類等を添え、出身学校長を経て、志願先の校長に願い出なければならない。

(平八教委規則一〇・一部改正)

(入学手続等)

第十五条 入学の許可を受けた者は、校長の指定する日までに保護者連署のうえ誓約書(第三号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関するいっさいの責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

一 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

二 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者の住所、氏名等に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

4 保護者が死亡し、若しくは第二項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は保護者を変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

5 校長は、生徒の入学を許可したときは、第四号様式により教育委員会に報告しなければならない。

(昭三二教委規則二〇・昭三四教委規則五・平八教委規則一〇・一部改正)

(転学、転籍及び退学)

第十六条 生徒が転校、転籍又は退学をしようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

第十七条 転学を志望する生徒があるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当学年に転入することができる。ただし、単位制による課程においては、相当の期間を在学すべき期間として、転入することができる。

3 校長は、転学を許可した場合には従前その生徒の在学していた学校の校長にその旨を通知する。通知を受けた校長は、速やかにその作成に係る当該生徒の指導要録の写し、進学の場合に送付された指導要録の抄本及び健康診断票を、転学先の校長に送付しなければならない。

(昭三二教委規則二〇・昭五九教委規則四・平八教委規則一〇・一部改正)

(留学)

第十七条の二 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、第九条の規定にかかわらず、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第四条第一項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(昭六三教委規則五・追加、平二二教委規則八・一部改正)

(休学)

第十八条 病気その他やむを得ない事由により、全日制若しくは定時制の課程において三月以上出席することができなるとき又は通信制の課程において三月以上学習報告をすることができなときは、その事由及び期間を具し、保護者連署して医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、休学の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は三月以上一年以内とする。ただし、校長が特別の事由があると認める者に対しては、一年を超えない範囲内でこの期間を延長することができる。

4 前項ただし書又はこの項の規定により延長された期間は、校長が引き続き前項の特別の事由があると認める者に対しては、更に一年を超えない範囲内で延長することができる。

5 前項の規定による期間の末日は、その者に係る休学の期間の初日から起算して三年を超えることができない。

6 休学の許可を受けた後三月までにその事由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者連署して医師の診断書などその事情を証するに足る書類を添えて校長に届け出なければならない。

7 校長は、その事情を適当と認め、生徒が休学の許可を受けた後三月までに出席又は学習報告をすることができるときは、当該休学処分を取り消すものとする。

(昭三二教委規則二〇・平二教委規則一三・平八教委規則一〇・一部改正)

(復学)

第十九条 生徒が留学期間を終了したときは、外国の高等学校の成績証明書等留学中の履修状況を明示した書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により提出された書類等をもとに、留学の成果を総合的に判定し、卒業を認められた者以外の者について適切な学年に復学させるものとする。ただし、単位制による課程においては、相当の期間を在学すべき期間として復学させるものとする。

3 休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者連署して医師の診断書その他その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(昭三二教委規則二〇・昭六三教委規則五・平八教委規則一〇・一部改正)

第六章の二 科目履修生

(平八教委規則一〇・追加)

(科目履修生)

第十九条の二 単位制による課程のうち定時制又は通信制の課程であるものを置く高等学校の校長は、当該単位制による課程における科目の履修を希望する者があるときには、特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)として当該履修を許可することができる。

2 前項に規定する高等学校の校長は、当該単位制による課程の生徒が当該単位制高等学校に入学する前に科目履修生として特定の科目を履修している場合において、教育上有益と認めるときは、当該科目履修生としての履修を当該入学した高等学校における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 第二十一条から第二十四条までの規定は、科目履修生にこれを準用する。

(平八教委規則一〇・追加)

第七章 入学料、授業料

(授業料等徴収)

第二十条 入学料、入学選考料、授業料及び聴講料の額並びに徴収の方法等については、福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)の定めるところによる。ただし、通信制の課程に係る入学料及び受講料の額並びに徴収の方法等については、福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)の定めるところによる。

(平八教委規則一〇・平一五教委規則九・一部改正)

第八章 賞罰

(表彰)

第二十一条 高等学校は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第二十二条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(昭三三教委規則四・昭三八教委規則一一・平八教委規則一〇・一部改正)

(懲戒による退学)

第二十三条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席又は学習報告が常でない者
- 四 高等学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(昭三二教委規則二〇・昭三八教委規則一一・昭五〇教委規則五・平八教委規則一〇・一部改正)

(懲戒処分の報告)

第二十四条 第二十二条に規定する退学又は停学を行ったときは、校長は、速やかに、学年(単位制による課程においては、入学年度)、懲戒の種類及び事由並びに処分年月日その他参考となる事項を具し、教育委員会に報告しなければならない。

(昭三二教委規則二〇・昭三三教委規則四・昭六二教委規則四・平七教委規則四・平八教委規則一〇・一部改正)

第九章 寄宿舍

(寄宿舍)

第二十五条 次に掲げる高等学校に、寄宿舍を設ける。

- 一 福岡県立育徳館高等学校

二 福岡県立宗像高等学校

三 福岡県立水産高等学校

(平一八教委規則一六・全改、平二〇教委規則一一・一部改正)

第十章 通信教育

(通信教育)

第二十六条 第五条及び第七条の規程は、通信制の課程には適用しない。

(平八教委規則一〇・全改)

(協力校)

第二十七条 通信制の課程を置く高等学校の行う通信教育について協力する高等学校は、次のとおりとする。

一 福岡県立八幡中央高等学校

二 福岡県立明善高等学校

三 福岡県立東鷹高等学校

四 福岡県立嘉穂高等学校

五 福岡県立小倉西高等学校

(平八教委規則一〇・追加)

第十一章 補則

(委任)

第二十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て校長が定める。

(平八教委規則一〇・旧第二十七条繰下)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際高等学校の生徒で現に休学を許可されている者の休学期間については、なお従前の例による。

3 福岡県立高等学校通信教育規則(昭和二十七年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 昭和四十七年度については、別表福岡県立東筑高等学校の項中「普通(四五〇)」とあるのは「普通(四九五)」と、同表福岡県立宗像高等学校の項中「普通(四〇五)」とあるのは「普通(四五〇)」と、同表福岡県立香椎高等学校の項中「普通(四〇五)」とあるのは「普通(四五〇)」と、同表福岡県立筑紫丘高等学校の項中「普通(四五〇)」とあるのは「普通(四九五)」と、同表福岡県立筑紫中央高等学校の項中「普通(五四〇)」とあるのは「普通(六三〇)」とそれぞれ読み替えるものとする。

(昭四七教委規則四・追加)

付 則(昭和三二年教委規則第二〇号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際盲学校又はろう学校の高等部の生徒で現に休学を許可されている者の休学期間については、なお従前の例による。

付 則(昭和三四年教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年教委規則第三号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和三五年教委規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式による用紙のうち、教育長が特に認めるものについては、なお、当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和三六年教委規則第四号)

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和三七年教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年一月一日から適用する。

附 則(昭和三七年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和三七年教委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三八年教委規則第二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月十日から適用する。
- 2 昭和三十八年二月十日から地方自治法第二百五十二条の二十の規定に基づく区が設置されるまでの間、この規則の改正規定中管轄区域及び地域名に係る部分において、「八幡区」とあるのは「旧八幡市の区域」と、「若松区」とあるのは「旧若松市の区域」と、「戸畑区」とあるのは「旧戸畑市の区域」と、「小倉区」とあるのは「旧小倉市の区域」と、「門司区」とあるのは「旧門司市の区域」と読み替えて適用するものとする。

附 則(昭和三八年教委規則第三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 「別表」にかかわらず次に掲げる学校の課程学科及び募集定員は、昭和三十八年度にかぎり次の表のとおりとする。

番号	名称	課程	学科(募集定員)
----	----	----	----------

3	築上農業高等学校	全日制	農業(五〇) 農業工業(五〇) 生活(一〇〇)
		定時制	農村家庭(募集停止)
11	小倉南 "	全日制	普通(五〇〇) 園芸(募集停止)
		定時制	普通(四〇)
22	八幡中央 "	全日制	普通(五五〇)
		定時制	普通(一〇〇)
24	東筑 "	全日制	普通(五五〇)
31	福岡 "	全日制	普通(五五〇)
		定時制	普通(二〇〇)
34	修猷館 "	全日制	普通(五五〇)
		定時制	普通(一〇〇)
		通信教育	普通(二〇〇)
36	西福岡 "	全日制	普通(二〇〇) 被服(五〇) 商業(二〇〇)
		定時制	普通(五〇) 被服(募集停止)
39	糸島 "	全日制	普通(四〇〇) 被服(五〇)
		定時制	普通(五〇) 被服(募集停止)
41	三井 "	全日制	普通(二五〇) 被服(五〇)
54	大牟田北 "	全日制	普通(四〇〇)
65	朝羽 "	全日制	普通(一五〇) 被服(五〇) 農業(五〇)
		定時制	普通(四〇)

69	田川工業 "	全日制	機械(一〇〇) 建築(一五〇) 工芸(五〇)
74	嘉穂 "	全日制	普通(五五〇)
		定時制	普通(二五〇)
83	鞍手商業 "	全日制	商業(二五〇)
85	宇美商業 "	全日制	商業(三〇〇)

附 則(昭和三十八年教委規則第一一號)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十八年教委規則第一三號)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十八年教委規則第一四號)

この規則は、昭和三十九年一月一日から施行する。ただし、別表注に係る改正規定は、昭和三十八年十一月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年教委規則第一號)

1 この規則は、公布の日から施行する。